

北海道伊達緑丘高等学校 いじめ防止基本方針

「いじめのない安心・安全な学校を目指して」

1 いじめの問題に関する基本的な認識

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものとを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 より）

2 未然防止

- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを強く認識し、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図る。
- (2) 生徒をいじめに向かわせないために、全校集会やHR活動の中で校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、未然防止に全教職員が取り組む。
- (3) 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができる環境づくりに努める。
- (4) 学校行事等教育活動全般を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (5) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 早期発見

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、定期的なアンケート（6月・11月）を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (3) 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- (5) 通年でネットパトロールを行い、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

4 いじめに対する措置

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
- (2) いじめ対策委員会が中心となり速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- (3) 被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

- (4) 生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (5) 職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。
- (6) 生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

5 いじめ対策委員会

- (1) 校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
- (2) 構成メンバーは、教頭・生徒指導部長・生徒指導部担当者・各学年主任・養護教諭とする。
- (3) いじめが認知された場合は、いじめ対策委員に当該担任を加える。
- (4) 重大事態が生じた場合は(3)のメンバーにスクールカウンセラーを加え、伊達警察署からも適宜協力を仰ぐ。

※重大事態とは、

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条 より)

(5) いじめ対策委員会の業務

- ア、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ、いじめの未然防止に向けた啓蒙資料の作成、情報提供
- ウ、いじめの相談・通報の窓口
- エ、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（アンケート調査も含む）
- オ、いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中心機関

(6) いじめ対策委員会業務フローチャート

